**公募又は売出予定書〔記載上の注意〕**

（添付資料）

・非会員又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合は、「上場前の公募又は売り出等に関する規則」第3条の7に基づく契約書の写し

・国内の他の金融商品取引所に同時に新規上場申請を行い、当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非会員が元引受契約等を締結する場合は、「上場前の公募又は売り出等に関する規則」第3条の8に基づく契約書の写し

（全般)

・基準日等の後に上場等の申請に係る株券の公募若しくは売出しを行う申請会社の形式要件に係る株主数、流通株式の数及び流通株式比率は、本表を基に算定します（「株券の分布状況表」の提出は必要ありません）。

・オーバーアロットメントによる売出しを行う場合には、当該売出し及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシューオプション）を除いて記載し、当該売出し及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシューオプション）の内容を末尾に具体的に注記してください。

（1.公募（売出し）の概要)

・自己株式の処分による公募を行う場合、(1)に自己株式の処分による公募株式数を内訳として記載してください。

・国内の他の金融商品取引所に同時に申請を行い本所以外の金融商品取引所を上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所と指定した場合、その取引所名及び指定した理由を備考欄に記載してください。

（3.公募(売出し）株の割当方法　(2)公募(売出し)株の元引受契約等を締結する金融商品取引業者又は外国証券業者別割当方法）

・「今回の公募・売出しにより増加する株主数」の根拠となる公募（売出し）株の割当方法（口数、株数）を、金融商品取引業者別に記載してください。

・書面提出日時点で金融商品取引業者別の割当方法（1口当たり株数）が決定していない場合は、元引受会員代表者（主幹事証券）が想定している割当方法（1口当たり株数に関する大まかな方針）を前提に、金融商品取引業者別の口数・株数を算定してください。

・非会員又は外国証券業者の口数等については、当該公募（売出し）の実施状況に関する報告等を内容とする契約を申請会社と締結した非取引参加者又は外国証券業者分のみを記載してください。

・非会員又は外国証券業者の口数等について、当該公募（売出し）の実施状況に関する報告等を内容とする契約を申請会社と締結していない非会員又は外国証券業者分については、会員の記載欄に「非会員分」等（海外公募（売出し）の場合は「海外販売分」等）の名称で記載し、口数は1口、株数は当該非会員又は外国証券業者引き受け（又は取り扱い）株数の合計を記載してください（当該非会員又は外国証券業者が複数の場合も合計して１口となります）。

（5.公募（売出し）後の株券等の分布状況　(1)株主数)

・「株主数」については、1単位以上の株式を所有する株主の数を記載してください。

・実質上の所有者数について記載し、他人（仮設人を含む）名義は株主数には含めません。（なお、㈱証券保管振替機構名義の株式のうち名義書換失念株式がある場合については、㈱証券保管振替機構を１名として記載してください。）

・ＡＤＲ等預託証券の受託機関の名義の株式を所有する者で１単位以上の株式を所有する者を株主数合計に含める場合は、内数として[　　]に記載し、その旨の証明書を添付してください。

・上場会社の人的分割により事業を承継する申請会社で、複数の会社による共同新設分割、吸収分割の場合の株主数の見込みは、各分割当事会社の株主に対する割当比率に応じて算出される株主数の見込みの合計を記載してください（名寄せの必要はありません）。

・dの欄には、増加・減少を相殺した結果を記載するのではなく、増加数と減少数を分けて記載し、減少については△印を付してください。

（5.公募（売出し）後の株券等の分布状況　(2)流通株式の数及び流通株式比率)

・仮設人又は他人名義を含み、すべて実質上の所有者について記載してください。

・「直前の基準日等時点」の欄には、直前の基準日等における持株状況を記載してください。

・「公募・売出し実施後」の欄には、公募・売出し実施に伴う持株数の変化を記載してください(変化が無い場合、記載を省略して構いません）。また、上場希望日までの役員等関係者の持株状況の変化（ストックオプションの行使による持株数増加を含みます）についても記載してください。

・上場会社の人的分割により事業を承継する申請会社で、複数の会社による共同新設分割、吸収分割の場合の大株主の見込みの記載は、割り当てられる見込みの大株主の名寄せを行い記載してください。

・表中、※印が付されている項目については、内訳（株主名、株券の数及び保有比率）を、記載の形式に基づき記載してください。なお、必要事項を記載した社内資料の写しを別添資料として添付する場合は、記載を省略できます。

・Nの欄に該当する株主及び株券の数が存在する場合は、内訳を記載の上、当該株式であることを証明する書面等（例えば、信託銀行等の証券投資信託・年金信託の組み入れ状況が確認できる資料等）を添付してください。